

令和 6 年度第 9 回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和 7 年 1 月 20 日 (月) 午後 6 時 30 分～
会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

1 開会

2 自主的な審議

(1)LED 防犯灯の設置・補修を公費で行うことについて

(2)中高生の居場所づくりについて

(3)自主的な審議のテーマについて
・諮問と報告について

3 事務連絡

4 閉会

【次回協議会 2 月 17 日 (月) 午後 6 時 30 分～：高田城址公園オーレンプラザ】

【次々回協議会 3 月 17 日 (月) 午後 6 時 30 分～：高田城址公園オーレンプラザ】

上越市における防犯灯の設置状況、市が負担する年間電力料金、防犯灯LED化促進補助金の交付状況

LED以外の防犯灯	防犯灯の数(灯)			電気料金 (千円/年)	LED化 促進補助金 *1
	LED灯	蛍光灯など	計		
平成25(2013)年度 *2					
				(千円)	
町内会が設置・管理	843	20,661	21,504	—	—
上越市が設置・管理	723	7,006	7,729	—	—
計	1,566	27,667	29,233	111,866	—
平成26(2014)年度					
町内会が設置・管理	2,072	19,863	21,935	—	—
上越市が設置・管理	558	6,385	6,943	—	—
計	2,630	26,248	28,878	125,940	—
平成27(2015)年度					
町内会が設置・管理	4,664	17,382	22,046	—	—
上越市が設置・管理	6,003	947	6,950	—	—
計	10,667	18,329	28,996	109,887	12,525
平成28(2016)年度					
町内会が設置・管理	8,001	14,264	22,265	—	—
上越市が設置・管理	6,054	895	6,949	—	—
計	14,055	15,159	29,214	87,596	18,486
平成29(2017)年度					
町内会が設置・管理	10,927	11,437	22,364	—	—
上越市が設置・管理	6,101	887	6,988	—	—
計	17,028	12,324	29,352	90,882	18,989
平成30(2018)年度					
町内会が設置・管理	13,992	8,507	22,499	—	—
上越市が設置・管理	6,129	883	7,012	—	—
計	20,121	9,390	29,511	91,339	19,959
令和元(2019)年度					
町内会が設置・管理	16,414	6,625	23,039	—	—
上越市が設置・管理	6,158	873	7,031	—	—
計	22,572	7,498	30,070	87,190	13,956
令和2(2020)年度					
町内会が設置・管理	18,698	4,439	23,137	—	—
上越市が設置・管理	5,635	933	6,568	—	—
計	24,333	5,372	29,705	78,115	9,574
令和3(2021)年度					
町内会が設置・管理	20,003	3,225	23,228	—	—
上越市が設置・管理	5,639	848	6,487	—	—
計	25,642	4,073	29,715	81,428	9,332
令和4(2022)年度					
町内会が設置・管理	20,918	2,407	23,325	—	—
上越市が設置・管理	5,654	815	6,469	—	—
計	26,572	3,222	29,794	88,401	5,843
令和5(2023)年度 *3					
町内会が設置・管理	21,057	2,302	23,359	—	—
上越市が設置・管理	5,698	764	6,462	—	—
計	26,755	3,066	29,821	75,100	—

注意

* 1 : 上越市の防犯LED化促進補助金事業は、平成27(2015)年度から令和4(2022)年度までの8年間実施された。

* 2 : 市の平成26年8月8日付の文書で、「現在、市内には…」としている数値は、平成25年度のものとした。

* 3 : 令和5年度のものとして示しているものは、令和6年11月15日に市民安全課から提供されたものである。

令和 7 年 y 月 z 日

上越市長 中川幹太 様

高田区地域協議会
会長 澁市 徹

LED 防犯灯の設置・交換に係る費用の公費負担を求めることについて(意見書) (案)

町内会が管理する防犯灯は、地域住民の安全を守るために必要な公共施設です。平成 27 年度に始まった上越市の防犯灯 LED 化推進補助制度を活用して LED 化された防犯灯が交換時期を迎える中で、当地域協議会は、交換費用が町内会の財政を圧迫するという地域の声を受けて、費用負担の在り方について検討してきました。

平成 27 年度から令和 4 年度までの 8 年間に、市内の町内会が管理する防犯灯の LED 化率は 9%から 90%に上昇し、市が負担する防犯灯の電気料金は大幅に削減され、環境負荷の軽減が進みました。しかし、この間に、市の補助金が 1.1 億円(補助割合は 1/3 で、上限額は 1 万円)に対し、町内会の負担総額は 2.2 億円以上の高額となりました。LED 防犯灯の耐用年数とされる 10 年が順次経過する中で、補助制度は既に廃止されており、LED 防犯灯の交換費用は全額を町内会が負担することになっています。

このような状況から、この度「LED 防犯灯の設置・交換に係る費用の公費負担を求めることについて」の意見を取りまとめましたので、下記のとおり提案します。

記

高田区には、令和 5 年度末現在、防犯灯 LED 化促進補助事業で整備された町内会が管理する LED 防犯灯が 2,254 灯(全市の約 10%)あり、これらと以外の少数の既存の LED 灯の交換費用は、総額で 7,000 万円余りと見積もられます。世帯数の減少とともに会費収入が減少している町内会にとって、既に負担した 2.2 億円の LED 化費用に加え、この額は非常に大きな負担です。

防犯灯は地域住民の安全を守る重要な公共施設です。そのような施設である防犯灯の設置・交換費用の全額を町内会に求めることは不合理であると考えます。

公共施設である防犯灯の設置・交換費用について、長野市では全額(上限額 2.5 万円)を負担し、長岡市では費用の 5 分の 3(上限額は工事の内容により 2.5~5.6 万円)を、その他の県内他市では費用の一部を町内会に補助しています。

このような状況から、当市においても、LED 防犯灯の設置・交換費用の全部または大半を、市が補助することを求めます。

令和 7 年 1 月 20 日

高田区地域協議会委員の皆様

高田区地域協議会
会長 澁市 徹

LED 防犯灯の設置・交換を公費で行うことに関する意見書の説明資料

＜上越市の防犯灯の状況と防犯灯 LED 化推進事業＞

1. 防犯灯は地域住民の安全を護るために必要で重要な公共施設（または、公共財¹）です。上越市の資料によると²、平成 26 (2014) 年度末時点で、市内に約 2 万 9 千灯が設置されていましたが、その 90%が環境負荷の大きい蛍光灯などの非 LED 灯でした。そこで、市は、平成 27 年度に、環境負荷の軽減と維持管理費と電気料金の削減を図るために、防犯灯の LED 化推進事業を創設しました³。
2. この事業では、市が管理する非 LED の防犯灯を LED 灯に改修するとともに、町内会が管理する非 LED 防犯灯を LED 灯に交換することを促進するために、費用の 3 分の 1 (上限額 1 万円) を補助することにしました⁴。補助事業は、平成 27 (2015) 年度から令和 4 (2022) 年度までの 8 年間実施され、市は 1 億 866 万円の補助金を支出し、関係町内会の支出総額 (費用のうち補助金を除いた額) は 2 億 1, 732 万円以上もの大きな額であったと推計されます⁵。
3. この事業は大きな成果を生みました。平成 26 年度末に町内会が管理する防犯灯 21, 935 灯のうち、LED 灯は 2, 072 灯 (9. 4%) に過ぎなかったのが、8 年後の令和 4 (2022) 年度末には、町内会管理の防犯灯 23, 325 基のうち、20, 918 灯 (90. 1%) が LED 灯となりました。そして、市が負担している防犯灯 (上越市管理と町内会管理の合計) の電気料金は、平成 26 年度の 1 億 2, 594 万円から令和 4 年度には 8, 840 万円へと大きく削減され、環境負荷の軽減が進みました⁶。なお、この間に、東北電力の公衆街路灯の電気料金が数度値上げされたことを考慮すると、電気料金の減少割合はもっと多きいものであったと考えられます。
4. LED 防犯灯の耐用年数は、約 10 年とされています。このため、平成 26 年度末時点で町内会が管理していた 2, 000 基余りの LED 防犯灯は、今後 2～3 年で交換する

¹ 関連資料①

² 関連資料②

³ 関連資料④

⁴ 関連資料④

⁵ 関連資料②

⁶ 関連資料④には、防犯灯 LED 化推進事業の目的として「環境負荷の軽減」を挙げている。

必要があります。さらには、それ以降に上記の補助事業で LED 灯に交換されたものも、順次、交換する必要があります。しかし、現在、上越市には LED 防犯灯の設置・交換に関わる費用の補助制度は既に廃止されています。このため、これら町内会が管理する防犯灯の交換費用は、全てを関係町内会が負担することになります。

＜高田区の状況＞

5. 高田区には、現在、上記の補助事業で整備された町内会が管理する LED 防犯灯が 2,254 基あり(全市の約 10%)、その他に、補助事業の実施期間外に町内会が設置した LED 防犯灯が相当数あると推定されます。これらのすべての LED 灯の交換費用は、7000 万円以上と見積もられます。世帯数の減少に伴い会費収入が減少している町内会にとって、既に負担した 2.2 億円の LED 化費用に加え、この額は非常に大きな負担です。

＜上越市に対する意見書＞

6. 防犯灯は地域住民の安全を守る重要な公共施設です。そのような施設である防犯灯の設置・交換費用の全額を町内会に求めることは不合理であると考えます。
7. 公共施設である防犯灯の設置・交換費用について、長野市では全額(上限額 2.5 万円)を負担し、長岡市では費用の 5 分の 3(上限額は工事の内容により 2.5~5.6 万円)を、その他の県内他市では費用の一部を町内会に補助しています。そのほかに、新潟市と柏崎市では、費用の 1/2 を補助しています⁷。
8. このような状況から、当市においても、LED 防犯灯の設置・交換費用の全部または大半を、市が補助することを求めます。

関連資料

- ① 塩澤修平著『経済学』新世社、2007 年、p108-109 によれば、「多くの人々が同時に消費することが可能で(非競合性)、かつ対価を徴収することが困難な財・サービス(非排除性)を『公共財』という。
- ② 市民安全課作成の「上越市における防犯灯の設置状況、市が負担する年間電力料金、防犯灯 LED 化推進事業補助金をまとめた一覧表」令和 7 年 1 月。
- ③ 市民安全課提供の「防犯灯 LED 化促進事業補助金の交付状況(高田区)の一覧表」令和 6 年 10 月ころ。
- ④ 防災危機管理課の配布資料「防犯灯 LED 化推進事業について」、平成 27 年。
- ⑤ 長野市、長岡市、新潟市及び柏崎市の HP の「防犯灯設置・交換補助」に関する情報。

⁷ 関連資料⑤

2025 年 1 月 20 日

高田区地域協議会委員の皆様

地域協議会会長 澁市 徹

自主審議の候補である「市による『諮問』と『報告』についての説明資料

A. 「市による『諮問』」の検討のために

1. 市の説明によると、「諮問」が必要な事項は、条例に定められているとおり、
 - ① 新市計画の変更、
 - ② 公の施設の設置・廃止に関すること、及び、
 - ③ 公の施設の管理の在り方に関すること、であるとしている。
2. 旧本町ふれあい館の建物の除去に際しては、これは「公共の施設」ということで、市は高田区地域協議会に対して、この施設の除去について「諮問」した。協議会はこの諮問事項を審議し、付帯決議を付して同意した。その後、その古い建物と土地を第三者に無償譲渡するに際しては、協議会に諮問せずに、市が決定した事項を「報告」した。
3. 杉本委員は、この市の行為について、「古い建物と土地は市の所有物（公共物）であるにもかかわらず、譲渡するに際して、協議会に諮問しなかったので、市の行為は基準に照らして問題があった。」と指摘した。
4. さらに、杉本委員は、「この件は、施設の除去とは別件であるため、市は『諮問』すべきであったが、そうしなかったため、地域協議会は自主審議した。」として、意見書を提出したらよいのではないかと、この件を自主審議事項とすることを提案している。

B. 市による「報告」の検討のために

1. 市によると、「報告」とする場合の明確な基準は無く、条例では、「報告」という行為は規定されていない。現状では、担当課の判断で「報告」するかどうか決めているとのことである。
2. 現在、市が高田区地域協議会に「報告」する場合は、すでに決定した、または、処理した事柄を、地域協議会に説明し、知らせている。しかし、「報告」において、質問に答えることはあるが、意見を取り入れることは無い。
3. これらの点を考慮すると、現在の「報告」という形で地域協議会に知らせる必要はないと思われる。このような事項は、公式記録に残る形で、協議会に「お知らせ」すればよいと思う。この場合、協議会が必要に応じて市に説明を求めることが担保される必要がある。

令和7年1月20日

高田区地域協議会委員各位

上越市長 中川 幹太
(上越市教育委員会社会教育課)

現金谷地区公民館の施設移転後の取り扱いについて（お知らせ）

現在、高田区の寺町2丁目に位置する金谷地区公民館については、金谷区の大貫に新築移転することにより廃止となりますが、移転に関しては、令和4年6月に貴協議会から支障なしとの答申をいただきました。

その際に

- ・移転にあたり、現利用者に対し最寄りの施設の利用を案内する等、配慮すること
- ・移転後は、地域の安全・安心に悪影響を及ぼさないように建物を適切に管理すること
- ・移転後の跡地利用については、地域住民の意見を踏まえて検討することとの附帯意見をいただいております。

この度の移転に際し、そのご意見を踏まえ市の関係部局や地域での活用も検討してまいりましたが新たな活用の見込みがないこと、また何よりも、当該施設は、昭和56年に建築され、老朽化が著しく、現在の法令の耐震基準にも合致していない建物であり、今後、この建物を現状のまま使用するという考えは、ふさわしくないとの結論に至りました。

そのようなことから、この跡地については、今後民間による新たな活用を図るよう進めてまいります。